

日本・渤海間の交通と山陰諸国

大日方  
克己

島根大学法文学部紀要 社会システム学科編 第5号 抜刷

2000年12月

# 日本・渤海間の交通と山陰諸国

## はじめに

日本と渤海の外交は神亀四年(七二七)に始まり、渤海が滅亡する六年前の延喜二十年(九二〇)まで続いた。その間の日本への渤海使、および日本からの遣渤海使については表1・2に示したものが知られている<sup>①</sup>。

一瞥して明らかのように、八世紀には出羽から北陸(越前・加賀・能登)へかけての渤海使の来着が多く、九世紀になると出羽はなくなり北陸と山陰(但馬・伯耆・出雲・隠岐)への来着が多くなっている。この点については多くの論者により指摘され、日本・渤海間の交通ルートとその変遷の問題としても論じられている<sup>②</sup>。一方日本からの出航地については、史料が出京の事実や来着地からの放還を伝えるだけであるために、明らかでない場合が多い。

これまでは、日本・渤海間の交通の窓口として北陸が重視されることが多かった。それは、ほぼ全期間を通じて渤海使の来着地として史料に残されていること、日本からの出航地としても推測される例が多いこと、渤海外交のための能登客館・松原客館がみえること、渤海使帰国用の船を能登国羽咋郡福良泊の山の木でいつもつくとされている(『三代実録』元慶七年(八八三)十月二十九日条)こと、

特に越前は京に近く渤海使の着岸や遣渤海使の出航に便利だと推測されること、一方で九世紀には但馬・出雲などに来航した渤海使の多くが入京を認められず放還されていること、などの理由によるものであろう。そのため、北陸以外への渤海使の来航が過小評価される傾向にあるようである<sup>③</sup>。

## 大日方 克己

しかし渤海外交に関する指令の対象は「諸国」「縁海郡」であり<sup>④</sup>、来着した渤海使がもたらした王啓・中台省牒など外交文書について、あらかじめ開封して内容を写し取り中央に進上する権限も、縁海諸国の国司に対して認められており<sup>⑤</sup>、越前・加賀・能登に限定されていない。

とすれば渤海との交通は、北陸だけでなく日本海縁海諸国全体の問題としてとりあげるべきであり、そのなかで各地域の地理的・歴史的特質とも関わって検討すべきであろう<sup>⑥</sup>。そのことは、古代日本の外交や「国境」とそれを越えた交流を考える一つの視角を提供することにもつながると思われる。

本稿ではそのために、これまで北陸に比べて正面から取り上げられることの少なかった山陰地方に到着した渤海使について検討し、それをめぐる具体的な様相を明らかにしたい。とりわけ出雲国に到着した王孝廉一行については、煩雑ではあるが『文華秀麗集』収録

表1. 渤海使の来着・帰国表

	来着年月日	大使	人数	来着地	来航 同行	来着 状況	安置供給	入京	帰国年月日	最終出航地	帰国 同行	帰国 状況
1	神亀4(727).9.21	高仁義	24	蝦夷境→出羽国		●		○	神亀5.4.16		①	
2	天平11(739).7.13	胥要徳		出羽国		●		○	天平12.2.2		②	
3	天平勝宝4(752).9.24	慕施蒙	75	越後国佐渡嶋				○	天平勝宝5.6.8			
4	天平宝字2(758).9.18	楊承慶	23	越前国?	③		越前国	○	天平宝字3.2.16		(1)	
5	天平宝字3(759).10.18	高南申	23	対馬嶋	(1)	●		○	天平宝字4.2.20		④	
6	天平宝字6(762).10.1	王新福	23	越前国佐利翼津	⑤		越前国加賀郡	○	天平宝字7.2.20		⑥	
7	宝亀2(771).6.27	老万福	325	出羽国野代湊			常陸国	○	宝亀3.2.29	能登国福良津	⑦	▲
8	宝亀4(773).6.12	烏須弗		能登国				×	宝亀4.6.24	能登国		
9	宝亀7(776).12.22	史都蒙	187	越前国加賀・江沼郡		●	越前国加賀郡	○	宝亀8.5.23		⑧	●
10	宝亀9(778).9.21	張仙寿		越前国三国湊	⑧			○	宝亀10.2.2		⑨	
11	宝亀10(779).9.14	高洋弼	359	出羽国			出羽国	×	宝亀11.春?			
12	延暦5(786).9.18	李元泰	65	出羽国		●	越後国?	×	延暦6.2.19	越後国	(2)	
13	延暦14(795).11.3	呂定琳	68	蝦夷地志理波村		●	越後国	○	延暦15.5.17		⑩	
14	延暦17(798).12.27	大昌泰			⑪	●		○	延暦18.4.15		⑫	
15	大同4(809).10.1	高南容						○	大同5.4.8	越前国か能登国		
16	弘仁元(810).9.29	高南容						○	弘仁2.正.22		⑬	
17	弘仁5(814).9.30	王孝廉		出雲国				○	弘仁6.正.22	越前国		▲
18	弘仁9(818).	慕感徳				●		×	? ?		送使?	
19	弘仁10(819).11.20	李承英						○	弘仁11.正.21			
20	弘仁12(821).11.13	王文矩						○	弘仁13.正.21			
21	弘仁14(823).11.22	高貞泰	101	加賀国			越前国?	×	天長元.5.20			
22	天長2(825).12.3	高承祖	103	隠岐国			出雲国	○	天長3.5.14	加賀国		
23	天長4(827).12.29	王文矩	100	但馬国			但馬国	×	天長5.4.29	但馬国		
24	承和8(841).12.22	賀延福	105	長門国				○	承和9.4.12			
25	嘉祥元(848).12.30	王文矩	100	能登国			能登国	○	嘉祥2.5.12			
26	貞観元(859).正.22	烏孝慎	104	能登国珠洲郡			加賀国	×	貞観元.7.6	加賀国		
27	貞観3(861).正.20	李居正	105	隠岐国→出雲国島根郡			出雲国	○	貞観3.5.26	出雲国		
28	貞観13(871).12.11	楊成規	105	加賀国				×	貞観14.5.25			
29	貞観18(876).12.26	楊中遠	105	出雲国			出雲国島根郡	×	元慶元.6.25	出雲国		
30	元慶6(882).11.14	裴頽	105	加賀国			加賀国	○	元慶7.5.12			
31	寛平4(892).正.8	王亀謀	105	出雲国				×	寛平4.6.29	出雲国		
32	寛平6(894).12.29	裴頽	105	伯耆国				○	寛平7.5.16			
33	延喜8(908).正.8	裴璆	105	伯耆国				○	延喜8.6.			
34	延喜19(919).11.18	裴璆	105	若狭国→越前国			越前国松原駅館	○	延喜20.6.			

\*年月日( )内の西暦は便宜的に慣用に従ったので、月によっては正確なユリウス暦年が示されていない場合がある。たとえば宝亀七年十二月二十二日は、正確にはユリウス暦777年2月4日である。本文中の西暦についても同様である。

\*来着年月日は、史料上来着が確認(推測)される日であって、それ以前に着岸している場合もありうる。

\*来航同行は、来航に同行した日本側使者を示し、番号は表2の日本側遣使に対応する。

\*来着状況の●は、漂着、遭難、着岸時の船破損などを示す。

\*入京は、○が入京、×が入京を認められず放還されたことを示す。

\*帰国年月日は、入京した場合には入京、放還の場合には出港の日または放還が決定された日、あるいはそれらが推測できる日を記した。

\*最終出港地には、一度出港して渡海に失敗して再度出港した場合、最初の出港地ではなく再度出港した地を記してある。

\*帰国同行は、帰国に同行した日本側送使を示し、番号は表2の日本側遣使に対応する。

\*帰国状況は、▲は渡航に失敗し、再度出航したことを示す。●は渤海以外への漂着を示す。

\*本表作成にあたっては、上田雄・孫栄健『日本渤海交渉史』、田島公『福井県史』通史編1第4章第5節表35も参照した。

表2. 日本からの遣渤海使・送使の出航・帰着表

	出京年月日	大使	出航地	同行 渤海使	帰国年月日	帰着地	帰国同行 渤海使
①	神亀5(728).6.5	引田虫麻呂	越前か能登国	1	天平2.8.29	越前国加賀郡	
②	天平12(740).4.20	大伴犬養		2	天平12.10.5		
③	天平宝字2(758).2.10	小野田守		専使	天平宝字2.9.18	越前国?	4
(1)	天平宝字3(759).正.30	高元度 (迎入唐大使)		4	天平宝字3.10.18 (判官内蔵全成ら)	対馬嶋	5
④	天平宝字4(760).2.20	陽侯玲璆		5	天平宝字4.11.11		
⑤	天平宝字6(762).春	高麗大山	能登国	専使	天平宝字6.10.1	越前国加賀郡 (佐利翼津?)	6
⑥	天平宝字7(763).2.20	多治比小耳 (大使は渡航せず)		6	天平宝字7.10.6 (船師ら)	隠岐国	
⑦	宝亀3(772).9.21	武生鳥守	能登国福良津	7	宝亀4.10.13		
⑧	宝亀8(777).5.23	高麗殿継		9	宝亀9.9.21	越前国坂井郡 (三国湊)	10
⑨	宝亀10(779).2.2	大網広道		10			
(2)	延暦6(787).2.19	?	越後国	12			
⑩	延暦15(796).5.17	御長広岳		13	延暦15.10.2		
⑪	延暦17(798).5.19	内蔵賀茂麻呂		専使	延暦17.12.27	隠岐国智夫郡	14
⑫	延暦18(799).4.15	滋野船代		14	延暦18.9.20		
⑬	弘仁2(811).4.27	林東人		16	弘仁2.10.2		

の漢詩の検討から、従来の理解とはやや異なったその足跡を示してみたい。また山陰に来航した渤海使は、入京を認められず放還されることが多かったが、放還がどのような意味をもつのかについても考えてみたい。

### 一、渤海使王孝廉の来着

山陰への来着の早い例としては表1・2の⑥、⑪14の二例が知られる。⑥は、天平宝字七年(七六三)、渤海使王新福を送った日本船が渤海からの帰途隠岐に漂着したものである(『統日本紀』同年十月乙亥条)。⑪14は、延暦十七年(七九八)末、渤海使大昌泰ら便乗させた遣渤海使内蔵賀茂麻呂帰国船が隠岐に漂着したものである(『類聚国史』延暦十八年五月丙辰条)。いずれも日本側遣使の帰国に際してで、しかも漂着であった。渤海使単独での山陰への本格的な来着は弘仁五年(八一四)の王孝廉が初見となる。

弘仁五年九月三十日、王孝廉を大使とする渤海使一行が日本に到着した(『日本後紀』同日条)。目的は元瑜王の死去と言義王の即位を告げるためだった(『日本後紀』弘仁六年正月甲午条)。「有賊乱及供蕃客」により出雲国の田租が免除されている(『日本後紀』弘仁五年十一月辛巳条)ため、来着地が出雲国だったことがわかる。弘仁六年の元日朝賀に参列している(『日本後紀』同年正月朔条)、入京は十二月末のことと推測され、それまでの約三か月間、出雲国に安置供給されていたことになる。

供給の内容については、延喜主税式に「渤海客食法」として規定

がある。内訳は表3に示した。安置された国の正税から支給されたものと考えられる。『類聚三代格』天長五年（八二八）正月二日太政官符では、このとき但馬国に到着したものの放還されることになった渤海使王文矩一行に対して、滞在中の食糧を規定より半減する措置がとられた。表3に示したように、延喜主税式と天長五年太政官符を比較すると、支給対象者がほぼ対応しており、数量も大使から録事までと首領はほぼ半分となっている。若干の違いのあった可能性はあるが、延喜式規定の基本は天長五年以前までさかのぼるようである<sup>⑧</sup>。

表3. 渤海使支給物 (一日一人あたり)

渤海使	天長五年		延喜式				
	官符	主税式	大蔵式				
渤海王	稻(束)	稻(束)	絹(疋)	純(疋)	絲(絢)	綿(屯)	
大使	二・五	二・五	一〇	三〇	二〇〇	三〇〇	
副使	二・五	二・五	五	一五	四〇	七〇	
判官	二	二	一〇	一五	二〇	五〇	
録事	二	二	五	一〇	二〇	五〇	
史生	一・五	一・五	五	一〇	二〇	五〇	
訳語	一・五	一・五	五	一〇	二〇	五〇	
医師	一・五	一・五	五	一〇	二〇	五〇	
天文生	一・五	一・五	五	一〇	二〇	五〇	
首領	一・三	二・五	五	一〇	二〇	五〇	
梢工	二・五	二・五					二〇

承和八年（八四一）来着の賀福延一行一〇五人については、咸和十一年（八四二）「渤海国中台省牒」によってその構成人員を知ることができ<sup>⑨</sup>。それは延喜主税式と同じであり、また弘仁十四年以降の渤海使一行は概ね一〇五人となっているので、この構成が定式化されていたものとみてよい。参考までに、これにもとづいて算

出した支給量を表4に示した。一日あたり稻二八〇束である。三か月滞在したとすると約二万五二〇〇束になる。これは延喜主税式の出雲国正税稻二六万束の一割弱にあたる。

表4. 咸和11年中台省牒の人員で支給物を計算した場合 (一日あたり)

渤海使	人数	稻(束)	絹(疋)	純(疋)	絲(絢)	綿(屯)
渤海王	一	一〇	三〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇
使領	一	五	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
副使	二	一〇	二〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
判官	二	二〇	四〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇
録事	三	三〇	六〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇
史生	二	二〇	四〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇
訳語	二	二〇	四〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇
天文生	一	一〇	二〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
大首領	六	六〇	一二〇	一二〇〇	一二〇〇	一二〇〇
梢工	二	二〇	四〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇
合計	一〇五	二八〇	四〇〇	四七五	三三〇	二〇四〇

王孝廉一行に対して同様に支給されたかどうか、構成人員も不明なのでわからないが、これを大幅に下まわることはないだろう。安置された国にとって相当な負担になることはまちがいない。それに加えてこの弘仁五年、出雲国は俘囚の反乱で大きな被害を受け<sup>⑩</sup>、五月には意宇・出雲・神門三郡の未納稻十六万束が免除されている（『類聚国史』同年五月甲子条）。こうしたなかで王孝廉一行を迎えたのである。そのために出雲国の田租が免除されたのである。

入京後、彼らは元日朝賀に参列し（『日本後紀』弘仁六年正月癸酉朔条）、正月七日節宴では大使王孝廉・副使高景秀・判官高英善・王昇基・録事积仁貞・烏賢徳・譯語李俊雄らも叙位に預かった（『日本後紀』同年正月己卯条）。十六日には豊楽院における踏歌の節宴に参列した（『日本後紀』同年正月戊子条）。二十日には朝集堂

における饗宴がもたれ、案が奏され禄が支給された(『日本後紀』同年正月壬辰条)。そして二二日に、嵯峨天皇から渤海国王への国書を得て平安京を出立した(『日本後紀』同年正月甲午条)。

このような一連の行事は渤海使に対する賓礼として定式化されていたものである。嵯峨朝までは、原則として年末に入京し、元日朝賀に参列することを中心に、「受諸蕃使表及信物儀」と朝堂または朝集堂における賜饗が行われ、あわせて正月七日節・十六日節・射礼などの正月諸節に参列し、最後に天皇から渤海王への国書を得て出京し、帰国の途に着くことになっていたのである<sup>10)</sup>。

王孝廉一行が最初に日本を出航したのは五月のことらしい。出京から四か月ほど待機を余儀なくされていたようである。しかしすぐ海中で逆風にあつて漂流し船が大破してしまった(『日本後紀』弘仁六年五月戊子条)。五月二三日に、越前国に対して渤海使のための大船を造らせようとしている(『日本後紀』同日条)。渡航に失敗して越前国に漂着し、最終的にはそこから再出航をめざすことになつたらしい。

ところがその後まもなく王孝廉が病死し(『日本後紀』同年六月癸丑条)、続いて王昇基・釈仁貞らも病死していった(『類聚国史』弘仁七年五月丁卯条)。結局、残された副使高景秀らが、改めて嵯峨天皇から渤海国王宛の国書を賜与され、帰国の途に着いたのは翌弘仁七年五月二日のことだった(『類聚国史』同日条)。

ところで、王孝廉一行は滞在中に日本側官人と詩を唱酬し、その作品が『文華秀麗集』などに収められている。そのため文学研究者からも注目され、漢詩自体の詳細な分析も進められている<sup>11)</sup>。その

なかには帰国の過程や出航地について考える材料を提供するものもある。次章では、詩の内容と作詩の場の検討から王孝廉の足跡を再検討してみたい。

## 一、王孝廉をめぐる詩の唱酬とその場

(1) 「従出雲州書情、寄両箇勅使」の詩について

『文華秀麗集』に収められた王孝廉一行に関係する詩は十二篇、『経国集』に一篇ある。作者と詩題は収録順に以下の通りである。

A 王孝廉「奉勅陪内宴詩」(巻上 宴集16)

B 釈仁貞「七日禁中陪宴詩」(巻上 宴集17)

C 王孝廉「春日对雨。探得情字」(巻上 宴集18)

D 巨勢識人「春日餞野柱史奉使存問渤海客」(巻上 餞別24)

E 仲雄王「書懷呈王中書」(巻上 贈答31)

F 坂上今雄「秋朝聽鴈、寄渤海入朝高判官釈録事」(巻上 贈

答35)

G 坂上今継「和渤海大使見寄之作」(巻上 贈答36)

H 滋野貞主「春夜宿鴻臚、簡渤海入朝王大使」(巻上 贈答37)

I 桑原腹赤「和渤海入覲副使公賜对龍顔之作」(巻上 贈答38)

J 王孝廉「在辺亭賦得山花。戲寄両箇領客使并滋三」(巻上

贈答39)

K 王孝廉「和坂領客对月思郷見贈之作」(巻上 贈答40)

L 王孝廉「従出雲州書情、寄両箇勅使」(巻上 贈答41)

M 滋野貞主「春日奉使入渤海客館」(『経国集』巻十一)

A・B・Iは、正月の節宴など公式の賓礼に係りしてつくられたものであろう。Eも王孝廉一行の在京中におくられたものとみられる。

本稿の課題と直結し、また解釈の分かれているのが王孝廉が出雲国で作ったとみられるLである。

L 従出雲州書情、寄両箇勅使 王孝廉

出雲州従り情を書し、両箇の勅使に寄す

南風海路速帰思 南風海路 帰思を速し

北雁長天引旅情 北雁長天 旅情を引く

頼有鏘鏘双鳳伴 頼に鏘々なる双鳳の伴ふこと有り

莫愁多日住辺亭 愁ふること莫れ多日辺亭に住まふを<sup>(3)</sup>

この詩が作られた状況について、小島氏は「弘仁六年夏、敦賀から帰国の途につき、海路出雲国に立寄った時の作」としている。これに対して遠藤B論文は、渤海使の帰国航路は、対馬海流を利用しながら北上しつつ日本海を横断するルートをとったと考えられ、敦賀から出航したとすると逆ルートとなって出雲国に立寄ることはありえないので、弘仁五年秋に出雲国に到着したときに作ったものとしている。確かに敦賀から出航したとすれば、出雲国に立寄ったとみることは難しい。しかし問題となるのは、(ア)「南風海路速帰思」「北雁長天引旅情」の解釈、(イ)GとLの関係、(ウ)最初の出航地が敦賀(または越前)であることを示す史料が他に見当たらないこと、である。

(ア)については、南風の吹く海路や北雁に帰国の思いをかきたたられることを表現している。遠藤B論文は、弘仁五年秋の来着時の作

だとして、来着早々に早くも帰国の思いをかりたてられる意に解釈しているが、小島氏のように帰国時の心情を詠じたものとそのまま解釈してもよきそうだと思われる。

それは(イ)について検討すると明確になる。

G 和渤海大使見寄之作 坂上今継

渤海大使が寄せられし作に和す

賓亭寂寞对青溪 賓亭寂寞 青溪に対かひ

処処登臨旅念悽 処々登臨すれば旅念悽なり

万里雲辺辞国遠 万里の雲辺 国を辞りて遠く

三春煙裡望郷迷 三春の煙裡 郷を望みて迷ふ

長天去鴈催帰思 長天の去鴈 帰思を催し

幽谷来鶯助客啼 幽谷の来鶯 客啼を助く

一面相逢如旧識 一面相逢ふこと旧識の如く

交情自与古人齐 交情自らに古人と齐し

このGは、領客使坂上今継が渤海大使王孝廉の寄せた詩に唱和したものとされる。Gの「長天去鴈催帰思」とLの「速帰思」「北雁」「長天」は明らかに類似しており、王孝廉のLを受けて作られたとみられる。「三春煙裡望郷迷」「幽谷来鶯助客啼」はいずれも春を表わしている。Gは弘仁六年春の作とみることが出来る。遠藤B論文は、そうすると時期的にGとLが相容れないことになるとも指摘する。しかしむしろこのことから、遠藤A論文のように、LもGと同じ弘仁六年春の作だとすべきである。しかも春正月に出京して夏五月に渡航に失敗したこと、Lが出雲国で作られたとみられることから、G・Lともに出雲国で帰国を待っている間に作られたとみ

るべきであろう。

とすれば、王孝廉一行は出雲国から出航したとすることができる。これまでの多くは敦賀（越前）からの帰国を前提として解釈を試みているが、その前提を直接示す史料は見当たらない。渤海使単独の航海で北陸から出航したことを直接示す史料は意外と少ない。北陸からの出航が推測されることの多いのは確かであるが、それですべてを類推するのではなく、個別事例ごとに起航地の検証を行うことが必要であろう。ここでは、以上の詩によって、出雲国から最初に出航したことが示せると思われる<sup>10)</sup>。

正月に出京し、五月に渡航に失敗して越前に着岸したことからすると、約四か月出雲国で出航を待っていたことになる。それがLの詩の「頼有鏘鏘双鳳伴」「莫愁多日住辺亭」の表現にみることできよう。鏘々たる鳳凰のごとき二勅使が伴っているのだから、永く辺亭に滞在を余儀なくされていることも憂うることはない、と解釈できる。二勅使とは、後述するように坂上今継と坂上今雄または滋野貞主を指す。

さらにこれらの詩に関連しそうなのがKである。

K 和坂領客対月思郷見贈之作 王孝廉

坂領客が、月に対かひて郷を思ひ、贈られし作に和す

寂寂朱明夜 寂々なる朱明の夜

团团白月輪 团团なる白月の輪

幾山明影徹 幾山明影徹り

万象水天新 万象水天新し

棄妾看生恨 棄妾看恨を生み

羈情対動神 羈情対かひて神を動かす

誰言千里隔 誰か言はむ千里隔つと

能照両郷人 能く照らす両郷の人を

坂領客は「領客使」坂上今継をさすだろう。「朱明」は夏を表す。夏の夜に故郷の妻を思い望郷の念を詠じたものである。六月には王孝廉が越前で死去してしまっているので、あるいは五月の出航・渡航失敗の前の作であろうか。もしそうなら出雲国でL・Gと続く唱酬の一つとして作られたとみられる。あるいは渡航に失敗後、死を前にして越前で作ったとすれば興趣があるが、いずれとも断定できない。

(2) 「鴻臚」「辺庁」「辺亭」と「領客使」

次にC・H・Jとそれが作られた場について検討する。

C 春日対雨、探得情字 王孝廉

春日雨に対す、探りて「情」の字を得たり

主人開宴在辺庁 主人宴を開きて辺庁に在り

客酔如泥等上京 客酔ひては泥の如く上京に等し

疑是雨師知聖意 疑ふらくは是れ雨師聖意を知り

甘滋芳潤灑羈情 甘滋芳潤 羈情に灑ぐならむ

H 春夜宿鴻臚、簡渤海入朝王大使 滋野貞主

春夜宿鴻臚に宿りて、渤海入朝王大使に簡す

枕上宮鐘伝曉漏 枕上の宮鐘曉漏を伝へ

雲間賓雁送春声 雲間の賓雁春声を送る

辞家里許不勝感 家を辞りて里許感に勝へず

况復他郷客子情 况むや復た他郷客子が情をや



J 在辺亭賦得山花、戲寄兩箇領客使并滋三 王孝廉

辺亭に在りて、賦して「山花」を得たり、戲に兩箇の領

客使并滋三に寄す

芳樹春色色甚明 芳樹春色 色甚だ明らかなり

初開似咲聴無声 初めて開き咲むに似て聴けば声なし

主人毎日専攀盡 主人毎日に専らに攀盡す

残片何時贈客情 残片何れの時にか客情に贈らむ

Cは「辺庁」における宴で王孝廉が作った詩で、詩題から春であることがわかる。Jも王孝廉が「辺亭」においてつくり領客使や滋野

貞主に贈ったもので、「芳樹春色色甚明」の詩句から季節は春であることがわかる。「辺庁」「辺亭」で詩の唱酬が行われている様子がある

うかがえる。Hも春を詠じた滋野貞主の詩で、「鴻臚」に宿して王孝廉のもとに手紙を付けて贈ったことが詩題からわかる。いずれも

春の詩でしかも韻脚が下平声「八庚」の韻字で作られていることから、三詩ともに同じ時期、弘仁六年春の作と考えられる。

ここでは坂上今継が「領客使」と表現されている。領客使は延喜太政官式によると、本来、来着した蕃客を入京させるために任命

される。しかし延喜太政官式はそのほかに蕃客を応接する多くの使を規定する。

凡蕃客入朝。在存問使。掌客使。領帰郷客使。各二人。随使一人。通事一人。へ入京之時令存問使兼領客使。又預差定郊

勞使。慰勞使。勞問使。賜衣服使各一人。宣命使。供食使各二人。へ豊樂院各一人。朝集堂各一人。賜勅書使。賜太政官牒使各二人。

へ史一人随官牒使到客館。へ

蕃客への対応は、来着から入京までは存問使、領客使、在京中は掌客使、出京後出航までは領帰郷客使にそれぞれ分担されることになっている。

正史にみえる存問使の初見は、弘仁十四年（八二三）に高貞泰が加賀国に來航したとき、「今年雪深、往還不通」として存問渤海客

使の派遣を停止し、加賀守紀末成・掾秦嶋主に存問させた記事である（『類聚国史』同年十二月戊子条）。領客使の初見は、天長二年

（八二五）に高承祖が隱岐国に來航したとき、大内記布瑠高庭を領客使の任に充てたが、仮に出雲介として領客使を称さなかったとい

う記事である（『類聚国史』同年十二月乙巳条）。いずれも異例なこととして記載されたと考えられ、存問使、領客使の任命と派遣はそ

れ以前から通常は行われていたことをうかがわせる。弘仁年間前半においても同様の使が任命されたとしてよいだろう。

坂上今継は王孝廉とその帰国にあたって詩を唱酬しているので、延喜式に規定する領帰郷客使にあたる。領帰郷客使は二人任命され

る。Jの「兩箇領客使并滋三」は「領客使」二人と「滋三」つまり滋野貞主を指していると考えられるので、坂上今継と、もう一人

『文華秀麗集』に詩を残している坂上今継の二人が帰郷領客使だったとみられる。とすればこれらは式規定に対応する実例の初見史料ともなる。

滋野貞主は「兩箇領客使」とは区別して記されているので、領帰郷客使ではないと考えられる。D「春日餞野柱史奉使存問渤海客」

は、巨勢識人が、春の日に渤海客を存問するために使として派遣される滋野貞主への餞別として作った詩である。したがって滋野貞主

は、弘仁五年秋の渤海使来着時ではなく、弘仁六年春に領帰郷客使とともに王孝廉の出京に同行したか、あるいは出京後に別個に存問使として派遣されたものとみられる。滋野貞主は弘仁六年には内記の職にあって、『文華秀麗集』に六篇の詩を残し、後に『経国集』の編者ともなる当代きつての文人の一人であった。そうした彼が文才にたけた王孝廉一行への最後の応対として特につけられたのだから。

王孝廉一行は弘仁六年正月二日に出京したとみられること、ここでの「領客使」は領帰郷客使のことであり、その任務は出京から帰国までの渤海使に應對するものであること、場が「辺庁」「辺亭」と表現されていること、などからこれらの詩は、京の鴻臚館ではなく、出航のために待機している滞在地で作られたと考えられる。Hの「鴻臚」も具体的に京の鴻臚館を指すのではなく、渤海客の宿泊した施設の漢語表現とみてよいのではないだろうか。Hと関連するのが『経国集』に収録されている滋野貞主のMである。詩題が「春日、使を奉じて渤海客館に入る」とあり、「鴻臚」と「渤海客館」が対応している。王孝廉一行は五月に出雲を出航したとみられるので、「辺庁」「辺庁」「渤海客館」も、越前の松原客館などではなく、出雲国の施設とみるべきだろう。

最後に坂上今雄が判官高英善・録事积仁貞におくったFについてふれておきたい。

F 秋朝聴鷹、寄渤海入朝高判官积録事 坂上今雄

秋朝鷹を聴き、渤海入朝高判官・积録事に寄す

大海途難涉 大海の途渉ること難く

孤舟未得廻 孤舟未だ廻すこと得ず

不如関隴雁 如かじ関隴の雁の

春去復秋来 春去り復秋来るには

詩題の「秋朝聴鷹」から秋の作であることがわかる。これを遠藤A論文は弘仁五年秋、王孝廉一行の来着直後とみる。しかし詩意を、雁が春に去り秋にやって来るようには容易に大海を越えて一艘の舟すら渡航させることができない、と解釈できるので、渡航に一度失敗した後の弘仁六年秋の作とみた方がよいのではないかと思われる。『日本後紀』は王孝廉の死去を六月十四日とするが、积仁貞らの死去の月日を記していない。むしろこの詩によって、彼の死を弘仁六年秋以降とすることができるとはならないだろうか。

(3) 『文華秀麗集』からみた王孝廉の足跡

以上、王孝廉一行に直接かかわった詩を整理すると表5のように

表 5

F	K	G	L	J	C	H	A	B	I
弘仁六年秋	弘仁六年夏	弘仁六年晚春	弘仁六年晚春	弘仁六年春	弘仁六年春	弘仁六年春	弘仁六年正月	弘仁六年正月	弘仁六年正月
越前	出雲?	出雲	出雲	「辺庁」	「辺亭」	「鴻臚」	正月節宴	正月節宴	正月節宴
坂上今雄	王孝廉	坂上今雄	王孝廉	王孝廉	王孝廉	滋野貞主	王孝廉	积仁貞	桑原腹赤
高英善・积仁貞	坂上今雄	王孝廉	両箇勅使	両箇領客使・滋野貞主	王孝廉	王孝廉		高景秀	

なる。これが、出京から出雲へ、そして出航とその失敗、越前から  
の再出航という王孝廉一行の足跡を示すことにもなる。

### 三、山陰諸国への渤海使来着

#### (1) 来着地と出航地

表1に示したように、渤海使の出羽への来着は神亀四年(七二七)  
以来、延暦十四年(七九五)の呂定琳まで六件を数える。そのうち、  
1・7・12・13の四例が蝦夷の地域への着岸であることが確認でき  
る。いずれも渤海使単独の来着である<sup>④</sup>。

北陸へは、天平宝字二年(七五八)九月、遣渤海使小野田守の帰  
国に伴われた楊承慶らが、越前国かその近辺に到着し越前国に安置  
された(『続日本紀』同月丁亥条)のが最初である。延喜十九年  
(九一九)に最後の渤海使裴瑋が若狭国丹生浦に来航し(『扶桑略  
記』同年十一月二日条)、越前国にまわって着岸し<sup>⑤</sup>松原駅館に  
安置された(『扶桑略記』同年十一月二五日条・十二月二四日条)  
例まで、ほぼコンスタントに合計一一件の来着が確認または推測で  
きる。

ところがその状況をよくみると、八世紀においては、8、9の二  
件をのぞけば、能登・越前に到着したのは日本船に便乗するか日本  
側の使と同船した場合であり、渤海使単独の場合は、漂着した場合  
も含めて出羽か佐渡に来着していることがわかる。日本の遣渤海使  
の発着は最初から能登・越前だった。こうしてみると、渤海使単独  
航海の場合は、日本海北回りで出羽をめざすルートを用意のにとり

<sup>④</sup>、日本海を横断して能登・越前と渤海を結ぶルートは日本側によっ  
て開かれたものとみられる。新羅や蝦夷との関係で、安全なルート  
はこれしかないとの判断によるものだったであろう<sup>⑥</sup>。一方、出羽  
に来着した渤海使のなかには蝦夷に殺されたり捕えられたりするも  
のも多かったこともあって、九世紀に入ると出羽をめざすルートは  
とられなくなり、渤海使単独の航海も日本側にならって能登・越前  
をめざすようになったと考えられる。

しかし同時に王孝廉以来、山陰への来着も増えてきている。その  
理由について、上田雄氏は渤海側の出發地が東京龍原府から南京南  
海府に変更された結果であり、東京龍原府の外港とみられるボシエ  
ト湾や豆満江河口が冬には氷に閉ざされるため、凍結しない南方の  
港を求めたのだとする。これに対して古畑徹氏は国際情勢の変化を  
理由にあげる。渤海と新羅は敵対関係にあったが、九世紀初頭以降、  
鬱陵島(于山国)に対する新羅の支配が及ばなくなったため、渤海  
から鬱陵島―竹島(独島)―隠岐を目印に山陰に至るルートが可能  
となり、何の目印もない北陸へのルートよりも安全と考えられ、採  
用されるようになったとしている。

基本的には首肯できると思われるが、具体的な来航例とその対応  
を検討することによって、山陰への来航の意味をもう少し深く考え  
てみたい。

#### (2) 山陰に来着した渤海使への対応―王孝廉以後

天長二年(八二五)末、高承祖らが隠岐に到着した(『類聚国史』  
同年十二月辛丑条)。大内記布瑠高庭を領客使の任にあてるために

出雲介とした(『類聚国史』同年十二月乙巳条)ので、高承祖らは隠岐から出雲国に遷され安置供給されたようである。後と同じ島根郡であろう。彼らの入京には右大臣藤原緒嗣が反対した(『類聚国史』天長三年三月戊辰条)が、結局入京が認められた(『類聚国史』同年五月甲戌条)。王孝廉の場合と異なり加賀国から帰国した(『類聚国史』同年五月庚辰条)。船を出雲から加賀国に廻漕して出航したのであろう。

天長四年(八二七)十二月、王文矩らが但馬国に到着したが、一紀一頁の要求を無視したものととして大きな問題となった。そこで来着地から放還されるのだが、その際に前述のように滞在中の食糧の供給量を規定より半減する措置がとられている。同時に、蕃客の来航があった場合には来着地の国司が国書を開封してその写しを進上すべきことを確認して改めて指令している(『類聚三代格』天長五年正月二日太政官符)<sup>④</sup>。その後の国史には、渤海使来着時に、存問使と来着地の国司とにより渤海王啓・中台省牒の案がとられ進上されたことが記され、またその内容が引用されるようになっていく。

貞観三年(八六一)正月、李居正らが隠岐国を経て出雲国島根郡に到着し(『三代実録』同月二十日条)、安置供給された。供給は通例稲だが、今回は特例として穀にかえて支給された(『三代実録』同年正月二一日条)。散位藤原春景・兵部少録葛井善宗が領客使として派遣されたが、春景は但馬権介、善宗は因幡権掾として任にあたった(『三代実録』同年正月二八日条)。存問使と領客使は兼ねられることになっていたので、彼らと出雲国司により王啓・中台省牒の案がとられ進上されたのであろう。それにもとづいて太政官で対

応が検討され、違期入朝であること、王啓が違礼であることなどにより放還すべきところ、李居正は公卿であり、齡懸車をすぎているのでそれらを考慮して特に入京を聴すことにしたが、しかし炎旱が続き農事の妨げになるとの理由で、結局入京を認められなかった。王啓・信物は受領されず、中台省牒だけが進上された(『三代実録』同年五月二一日条)。一行一〇五人に対しては入京できないかわりに、出雲国の絹一四五疋・綿一二二五屯が支給された(『三代実録』同年五月二一日条)。また中台省宛太政官牒が出雲国司・存問使に下されているので(『三代実録』同年五月二六日条)、李居正らはそれを受取り出雲国から帰国していったものとみられる。

貞観十八年(八七六)十二月、揚中遠らが出雲国に到着し、島根郡に安置供給された(『三代実録』元慶元年(八七七)正月十六日条)。早速存問使として少外記大春日安名・前讃岐掾占部月雄、通事として春日宅成が派遣された(『三代実録』元慶元年二月三日条)。彼らが王啓・中台省牒を書写して進上した。しかし違期を理由に入京を認められず帰国させられることになった。王啓・信物も受領されなかった(『三代実録』元慶元年六月二五日条)が、中台省牒は受領されたようで、返書として中台省宛太政官牒が出された(『都氏文集』卷四元慶元年六月十八日「日本国太政官牒」)。それは貞観三年のときと同様に中台省宛太政官牒が書写され、出雲国から帰国していったとみられる。

寛平四年(八九二)正月、王亀謀らが出雲国に到着した(『日本紀略』同月八日条)。少内記藤原菅根・大学大允小野良弼が存問使として派遣された(『日本紀略』同月十一日条)が、今回も違期入

朝ということで入京を認められず放還されることになった(『本朝文粹』巻十二「贈渤海中台省牒」)。同年六月末、勅書と太政官牒を与えられ帰国したようである(『日本紀略』同年六月二十九日条)。

寛平六年(八九四)末、裴廻らが伯耆国に到着した(『日本紀略』同年十二月二十九日条)。文章生橘澄清が伯耆権掾に任ぜられ、存問使備中権掾三統理平・明法得業生中原連岳ら(『日本紀略』寛平七年正月二日条)とともに応対にあたった。入京を認められ賓礼をもって迎えられた。裴廻は、元慶六年(八八二)にも渤海大使として加賀国に到着して入京し、菅原道真・嶋田忠臣・坂上茂樹・紀長谷雄らと詩文の交歓を行っている。そのときに菅原道真は「裴大使七歩之才也」と評して(「鴻臚贈答詩序」)、その文才を恐れていた。今回も同様に、参議菅原道真・式部少輔紀長谷雄らと多数の詩文が唱酬されている。

延喜八年(九〇八)、裴廻の子裴瑋が渤海使として伯耆国に到着した(『扶桑略記』同年正月八日条)。大内記藤原博文・直講秦維興が存問使として伯耆国に派遣された(『扶桑略記』同年三月二十日条)。さらに兵部少丞小野葛根・文章生藤原守真が領客使に任ぜられ(『扶桑略記』同年四月二日条)、彼らとともに入京し賓礼をもって迎えられた。騎馬による入京行進がおこなわれたようである(『扶桑略記』同年四月二六日条)。寛平の例に准じたというから、裴廻の入京時も同様であつたらしい。式部大丞紀淑光・散位菅原淳茂(道真の子)が掌客使として在京中の応対にあたった(『扶桑略記』同年四月二日条)。裴瑋も父に劣らぬ文才をもち、日本側とさかんに詩文が唱酬され、特に帰国にあたっては日本側の掌客使、諸

文士が鴻臚館に集まって北客帰郷を饒別した。

### (3) 来着地からの放還

以上のように、山陰への渤海使の来着は、九、十世紀には合計八件を確認できる。そのうち四件が入京を認められず放還された。しかし放還自体は山陰に到着したからというわけではなく、北陸をふくめた全体でも、弘仁十四年以降十四件中六件と多い。弘仁年間以前はほとんど入京が認められ、放還は例外的だったことと対照的である。

八世紀には、来着した渤海使は基本的には入京し、賓礼をもって迎えられていた。しかし宝龜年間を境に渤海使への対応が大きく変わった。まず、宝龜二年(七七二)に来着し入京した渤海使壹万福のもとらした国書が無礼だったとして大きな問題となった(『統日本紀』宝龜三年正月丁酉条)。そのため来着地の国司に外交文書の調査に関する職権が付与された。

その結果、宝龜四年に能登に来着した烏須弗に対しては、能登国司が「差使勘問」するとともに、「所進表函、違例无礼」を報告した(『統日本紀』同年六月丙辰条・戊辰条)。それを受けて、禄と路糧を支給して来着地から放還することが太政官によって決定され、同時に北陸道への来朝禁止と大宰府への来航を義務づけている(『統日本紀』同年六月戊辰条)。これ以降、渤海使来着時には縁海国司による外交文書の調査が行われることになったが、実際には存問使によって開封調査が行われることが多かったようである。いずれにせよその結果が太政官に報告され、入京させるかどうかが決

定されるようになった<sup>80</sup>。

その後、頻繁な来航に対して朝貢の年限が問題とされるようになった。日本側の負担の大きさが理由の一つであろう。延暦十七年（七九八）の遣渤海使内蔵賀茂麻呂によって、年限を六年一貢とするところが渤海側に伝えられた（『類聚国史』同年五月戊戌条・十二月壬寅条）が、延暦十八年に渤海側が期限の短縮を求めたため（『日本後紀』同年九月辛酉条）、無制限とした（『類聚三代格』天長元年六月二十日太政官符所引延暦十八年五月二十日太政官符）。その結果、嵯峨朝（大同末〜弘仁年間）においてはかなり頻繁に渤海使を迎えることになった。そのため右大臣藤原緒嗣らの反対により、一紀（十二年）一貢とすることになった。それが天長元年六月二十日太政官符（『類聚三代格』）である。

その直前弘仁十四年（八二三）十一月に加賀国に到着した高貞泰らへの対応のなかで、入貢期限が問題となり、近年の不作と百姓の弊、疫病などを理由に放還が決定され（『類聚国史』天長元年二月壬午条）、五月二十日に帰国を命じる詔が出された（『類聚国史』同日条）。このときに前述の一紀一貢が通告され、縁海諸国郡に対しても太政官符で指令されたのである。以後、一紀一貢が日本側の原則として渤海に対して要求され続けていくことになる。

それにもかかわらず、翌天長二年十二月には次の渤海使高承祖が前述のように隠岐に来航した。藤原緒嗣は放還を強硬に主張したがいれられず、入京が認められた。そのためか、すぐ天長四年にもまた次の渤海使が来航することになる。それが王文矩らであり、こうしたいきさつがあったからこそ大きな問題となったのである。

貞観元年（八五九）正月に能登国に到着した鳥孝慎らは、加賀国に遷され安置供給された。存問使安倍清行と加賀国司から王啓・中台省牒・信物が進上された（『三代実録』同年五月十日条）。前回の嘉祥元年から十二年で満期だったが、文徳天皇の諒闇を理由に入京を認められず、六月二三日に勅書と太政官牒が発給され（『三代実録』同日条）、七月六日に帰国の途について（『三代実録』同年七月二日条）。

このとき入京できなかったためか、すぐに貞観三年正月、李居正らが隠岐国を経て出雲国島根郡に到着したが、違期入朝であるときれた。日本側は、諒闇で入京できなかったが貞観元年が本来の満期であり、それから三年もたっていないということで違期とみなしたのであろう。次に入京を認められた渤海使は、貞観十三年（八七二）来着、その次は元慶六年（八八二）来着、その次は寛平六年（八九四）来着と、ほぼ十二〜三年めごとになっており、日本側は一紀一貢を貫いていることがわかる。

しかしその間も渤海使は貞観十八年、寛平四年と来着し、入京を認められず放還されている。明らかに日本側の要求する一紀一貢を無視して派遣されてきているのであり、いずれも出雲国来着であること、それに対し満期にあたる貞観元年・貞観十三年・元慶六年のいずれもが能登国か加賀国への来着となっていることが注目される。これまで述べてきた例をまとめると、放還の場合次のような対応が慣例となっていく。渤海使が来着すると、来着地の国司から報告されるとともに、一定期間来着地かその近傍に安置され糧食の供給を受ける。その間に、京から派遣されて来た存問使と来着（安置）

地の国司により王啓・中台省牒など外交文書が開封調査され、その内容が太政官に報告される。漢詩の唱酬が行なわれることもあった<sup>80</sup>。入京が認められず来着地から放還が決定されると、王啓・信物は受領せず、中台省牒（正文）だけが太政官に進上され、それを受けて中台省宛太政官牒が発給され、存問使・来着地の国司から渤海使に渡される。勅書がだされる場合もあった。同時に一定量の回賜が賜与される場合もあり、帰国の途に着く。王啓は正式には受理されなくても、その内容自体は伝えられ、中台省牒と太政官牒が交換されているわけである。

一方渤海使が頻繁に派遣される理由について、李成市氏は多量の回賜としての絹製品の入手をあげた。その量はすでに表3・4に示した。嵯峨朝以降、渤海使の人員が一〇五人で定例化するが、その中に多数の首領を含んでいる。靺鞨諸部族の首領を同行させ、大量の回賜を手になせ、対外交易に参加させることで、彼らを懐柔し、靺鞨諸部族に対する支配をより強固にするという、渤海王権にとって重要な役割があったからだとされる<sup>81</sup>。実際、藤原緒嗣も渤海使を「商旅」とみなしていた（『類聚国史』天長三年三月戊辰条）。王臣貴族も渤海使一行との交易に参加していた（『類聚三代格』天長五年正月二日太政官符）。放還の場合でも、入京して賓礼をもって迎えられる場合よりは少ないものの、食糧の供給や絹製品の支給も受けることができる。

こうしてみると、放還といっても単なる門前払いとはなっていない。渤海使は放還されても一定の成果はあるとみて派遣されてくるのではないだろうか。その場合により来航しやすい山陰をめざすルー

トをとったのではないかと思われる。

## おわりに

これまで日本・渤海間の交渉を考えると、北陸を中心にとらえ、他の日本海縁海地域が看過されがちであった。本稿では、王孝廉をはじめとして、山陰に来航した渤海使とそれに対する対応とその意味の一端を明らかにすることができたのではないかと思う。

渤海使が山陰をめざす場合、古畑氏が指摘したように渤海から鬱陵島―竹島（独島）―隠岐を目印にしたルートをとったとみられる。そして、隠岐から駅路と同じルートで出雲国島根郡へ、あるいは大山を目標に伯耆国への着岸をはかったのであろう。おそらく伯耆国での着岸地は、大山の西側の淀江（かつてはラグーンだったという）か、東側の天神川河口の橋津（伯耆の国津と考えられる）のいずれかである可能性が高い。

渤海使がさかんに出雲・伯耆に来航するのは貞観年間以降である。この時期は一方で、貴族・中央官人らの間に新羅に対する警戒心が高まっていく時期でもある。大宰府・西海道のみならず、山陰道諸国に対しても、新羅に対する軍事的対応が指示されていた。新羅に対する境界的地域として山陰も認識されていた時期でもある<sup>82</sup>。寛平年間には、新羅海賊が九州北部を襲撃し、山陰諸国でもさらなる軍事的対応がはかられていた。こうしたなかでの渤海使の山陰への来航については、日本・新羅・渤海をめぐる西日本海縁海地域のダイナミックな関係として検討を深めていかなければならないが、今

後の課題としておきたい。

【註】

(1) 全期間を通じた渤海使の来航、遣渤海使の派遣などの概観や個別事例について、近年のものでは、上田雄・孫栄健『日本渤海交渉史』（六興出版、一九九〇年、後、彩流社から改訂増補版、一九九四年、以下上田雄氏の見解は本書による）、田島公「奈良・平安初期の対外交流」（『福井県史』通史編一第四章第五節、一九九三年）などに詳しい。

(2) 加賀国は、弘仁十四年（八二三）に越前国から加賀郡・江沼郡を割いて成立した。したがって表1・2の越前国のなかには、弘仁十四年以前において後の加賀国の地域を指している可能性もある。また本稿で「北陸」とした場合には、特に注記しない限り弘仁十四年以降の越前国・加賀国・能登国にあたる地域をさす。

(3) 上田雄・孫栄健註(1)著書、日下雅義「ラグーンと渤海外交」（中西進・安田喜憲編『謎の王国・渤海』、一九九二年）、同「渤海・日本間航路の諸問題―渤海から日本への航路を中心に」（『古代文化』四六一八、一九九四年）、新野直吉『古代日本と北の海みち』（高科書店、一九九四年）、古畑徹「渤海・日本間の航路について」（『古代交通研究』四、一九九五年、以下古畑徹氏の見解は本論文による）など。その他航路をめぐる諸見解については古畑論文を参照。

(4) 一般向け啓蒙書においても、たとえば『図説島根県の歴史』（河出書房新社、一九九七年）では、山陰に到着した渤海使は

「いずれも海流の関係で偶然漂着したに過ぎず、渤海との交渉における山陰地方の占める位置は、非公式な臨時の窓口以上の域を出るものではなかった」（井上寛司氏執筆部分）などと評価される。

(5) たとえば『類聚三代格』天長元年六月二十日太政官符、同太政官符所引延暦十八年五月二十日太政官符など。

(6) 石井正敏「大宰府および縁海国司の外交文書調査権」（『古代文化』四三一〇、一九九一年）。

(7) 出羽と渤海外交の関係については、新野直吉註(3)著書で詳細に論及されている。

(8) 田島公註(1)論文。

(9) 酒寄雅志「渤海国中台省牒の基礎的研究」林陸朗先生還暦記念会編『日本古代の政治と制度』、統群書類従完成会、一九八五年。

(10) 武廣亮平「出雲国の移配エミシとその反乱」（『出雲古代史研究』七・八合併号、一九九八年）。

(11) 田島公「日本の律令国家の『賓礼』」（『史林』六八一三、一九八五年）。

(12) 小島憲之校注日本古典文学大系『懐風藻・文華秀麗集・本朝文粹』（岩波書店、一九六四年、以下小島憲之氏の見解は本校注による）、遠藤光正「渤海国使王孝廉と『文華秀麗集』」（『東洋研究』一一六、一九九五年、以下遠藤A論文とする）、同「渤海国使と勅撰漢詩集」（『東洋文化』七五、一九九五年、以下遠藤B論文とする）。

(13) 小島憲之校注日本古典文学大系『懐風藻・文華秀麗集・本朝文



粹』(岩波書店、一九六四年)。以下『文華秀麗集』のテキストは同書によった。

- (14) この点についてはすでに、佐伯有義校訂標本『日本後紀』(朝日新聞社、一九四〇年)が「王孝廉薨、文華秀麗集上に王孝廉の詩五首を載せ、其中に従出雲州書情寄両箇勅使従詩一首あり。前年十一月辛巳紀と併考ふるに、往還共に出雲路を採りしなるべし」と示唆している。なお遠藤A論文ではこの校訂標本を引用し、「佐伯氏の説に拠って考えると、往還ともに出雲国に入出国したことになる」としている。また上田雄・孫栄健註(1)著書も、根拠を示していないが、「日本沿岸(到着地の出雲か?)を出帆した」と推測している(一一五頁)。もっとも同書の「日渤海国交渡海史年表」には出航地を越前とする(一二二頁)など矛盾がみられる。

(15) 遠藤A論文・B論文。

(16) 坂上今継と唱酬した王孝廉のKに「坂領客」、Jに「両箇領客使」と記されている。

(17) 2は、遣唐第四船に乗船しその帰途に遭難した平群広成を乗船させて日本に送り届ける任務も負っていた。しかしその途次、大使胥要徳らの船が大波を受け転覆し、四十人が死亡してしまったが、平群広成が残りを指揮して出羽国に着岸させたという(『続日本紀』天平十一年(七三九)十一月辛卯条)。その点では日本側人員の力も大きかったが、基本的には渤海の船で出航し渤海の主導のもとになされた航海であるので、渤海使単独ルートに範疇に入れてよいと思われる。

(18) 彼らは若狭国丹生浦に来航したものの、海中に浮居し着岸でき

ずにいたため、越前国に導いたという(『扶桑略記』同年十二月二日条・二五日条)。丹生浦は現在の敦賀半島西岸に比定されるので、半島をまわって東側の越前国敦賀に着岸させたものであろう。実質的には越前に到着したものとしてもよい。

(19) 新野直吉註(3)論文、古畑徹註(3)論文。

(20) 古畑徹註(3)論文。

(21) この天長五年太政官符の解釈については、石井正敏註(6)論文など。なお石井氏に対しては、中西和正「渤海使の来朝と天長五年正月二日官符」(『ヒストリア』一五九、一九九八年)などの批判があるが、石井正敏「縁海国司と外交文書」(『ヒストリア』一六二、一九九八年)などが反論するように、中西氏の批判には無理があるように思われる。

(22) 『公卿補任』延喜十三年、橘澄清の尻付に「寛平二秋文章生(字橋上)同六十二廿八伯耆権掾(依渤海客入覲也)」とある。

(23) このときの菅原道真の詩文は、『菅家文章』巻七に「鴻臚贈答詩序」、巻二に十篇の詩が、嶋田忠臣の詩は『田氏家集』巻中に七篇が、それぞれ収められている。

(24) 『菅家文章』巻五に菅原道真の詩が七篇収められている。その冒頭に「自此以後七首、予別奉勅旨、与吏部紀侍郎、詣鴻臚館、聊命詩酒。大使思旧日主客、将賦交字。一席響心、唱和往復。来者宜知之」と記され、宇多天皇の勅命によって式部少輔紀長谷雄(吏部紀侍郎)とともに鴻臚館に赴き裴廻と詩を唱酬したことがわかる。

(25) 『日本紀略』延喜八年六月某日条。また『本朝文粹』巻九には

「夏夜於鴻臚館餞北客」と題するこのときの大江朝綱の詩序が収められている。

(26) 石井正敏註(6)論文、田島公「外交と儀礼」(岸俊男編日本の古代七『まつりごとの展開』、中央公論社、一九八六年)。

(27) 宝亀十一年(七八〇)七月二六日勅では、「今北陸道亦供蕃客」と、北陸道に蕃客が来航しその対応にあたる事が想定されており(『類聚三代格』、『続日本紀』同日条)、これ以前に大宰府への来航を義務づける措置は解除されていたものと思われる。

(28) 石井正敏註(6)論文。

(29) たとえば貞観元年(八五九)に能登国に到着し、加賀国に安置された渤海使一行の場合、副使周元伯が「頗閑文書」のため、越前権少掾嶋田忠臣を仮の加賀権掾として派遣し、周元伯と唱和させたという。(『三代実録』同年三月十三日条)。

(30) 李成市『東アジアの王権と交易』青木書店、一九九七年。

(31) 拙稿「古代における国家と境界」『歴史学研究』六一三、一九九〇年。